

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平塚市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

神奈川県平塚市長

## 公表日

令和6年7月22日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>(評価対象事務全体の概要)            予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。            1. 住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなっており、その実施に係る事務。            2. 定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続。</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)            予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。            ①住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなっており、その実施に係る事務。            ②定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務)            ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。            ・予防接種の実施後に接種記録等を登録する。</p>
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 中間サーバー 3. 共通基盤システム(庁内連携システム) 4. 団体内統合宛名システム 5. ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システムデータファイル(予防接種システム)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 第10項、第93の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	<p>(特定個人情報の提供ができる根拠規定)            番号法第19条第7号 別表第2 第16の2項、第115の2項            行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第59条の2            (特定個人情報の照会ができる根拠規定)            番号法第19条第7号 別表第2 第16の2項、第17項、第18項、第19項、第115の2項            行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	平塚市 市民部 市民情報・相談課 情報公開担当 〒254-8686 神奈川県平塚市津開町9番1号

明細	〒254-0000 神奈川県平塚市成田町2番1号 電話番号(0463)21-8764
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	平塚市 健康・こども部 健康課 予防担当 〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田448番地3 電話番号(0463)55-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2016/4/28	評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康課長 宮川 康樹	健康課長 山田 透	事後	人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
2017/1/4	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(17, 18, 19項)	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第16の2項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第16の2, 17, 18, 19項)	事前	予防接種法による予防接種の実施に関する情報に係るデータ標準レイアウトが公表されたことに伴い追加。 情報提供ネットワークシステム改修前のため、提出時期は事前とする。
2017/4/28	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	平塚市 健康・子ども部 健康課 健康づくり担当 〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田448番地3 電話番号(0463)55-2111	平塚市 健康・子ども部 健康課 予防担当 〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田448番地3 電話番号(0463)55-2111	事後	誤記載の修正であるため、重要な変更には該当しない。
2018/4/27	評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康課長 山田 透	健康課長 磯部 達男	事後	人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(評価対象事務全体の概要) 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。 1. 住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなり、その実施に係る事務。 2. 定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続。	(評価対象事務全体の概要) 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。 1. 住民であって政令で定める者に対し、期日・期間を指定して予防接種を行わなければならないこととなり、その実施に係る事務。 2. 定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けたことにより疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行うこととされており、支給を受ける者が請求する際の手続。	事前	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に係る変更
令和3年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第10項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	番号法第9条第1項 別表第1 第10項、第93の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事前	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に係る変更
令和3年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第16の2項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第16の2、17、18、19項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2 第16の2項、第115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第59条の2 (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2 第16の2、第17項、第18項、第19項、第115の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事前	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に係る変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年10月21時点	令和3年2月1時点	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に係る特定個人情報保護評価再実施に伴う記載変更
令和3年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年10月21時点	令和3年2月1時点	事後	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に係る特定個人情報保護評価再実施に伴う記載変更
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>		
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康管理システム</li> <li>2. 中間サーバー</li> <li>3. 共通基盤システム(庁内連携システム)</li> <li>4. 団体内統合宛名システム</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康管理システム</li> <li>2. 中間サーバー</li> <li>3. 共通基盤システム(庁内連携システム)</li> <li>4. 団体内統合宛名システム</li> <li>5. ワクチン接種記録システム(VRS)</li> </ol>		
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第5号(委託先への提供)</li> </ul>		
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年2月1時点	令和3年11月1時点		
	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月1時点	令和3年11月1時点		



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月28日	I 関連情報 2 事務の概要 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務) ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。	(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務) ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録する。	事後	令和6年3月31日付けで新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種が終了したことに伴う変更
令和6年5月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年11月1時点	令和6年5月1時点	事後	
令和6年5月28日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年11月1時点	令和6年5月1時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明